

河内長野市立市民公益活動支援センター指定管理者の指定について

河内長野市立市民公益活動支援センターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立市民公益活動支援センター

2. 指定管理者

団体名 特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会

住所 河内長野市昭栄町8番12号

代表者 理事長 西村 道夫

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 公募の経過

- 公告日 平成27年7月24日
- 募集要項の配布 平成27年7月24日～平成27年8月21日
- 説明会の開催 平成27年8月17日
- 申請書の受付 平成27年9月8日～平成27年9月30日

(2) 応募団体名

1件 （特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会）

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

- ・中谷 眞久 市 副市長（委員長）
- ・向井 一雄 市 副市長
- ・塩谷 聡 市 総務部長
- ・加山 孝好 市 市長補佐官
- ・井上 啓 学識経験者（弁護士）
- ・武田 宗久 学識経験者（公認会計士）
- ・金谷 重樹 学識経験者（摂南大学特任教授大学教授）

② 選定委員会の開催日

平成27年10月19日

③ 選定基準

- ・ 市民の平等な利用を確保するものであること
- ・ 施設の目的を効果的に達成できるものであること
- ・ 管理経費の縮減が図られるものであること
- ・ 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

④ 選定理由

応募は1法人のみであり、当該候補者については、申請資格を満たしており、欠格事項に該当しておらず、提出された事業計画書については、上記評価項目を充足しており、かつ、これまでの実績から、河内長野市立市民公益活動支援センターを管理する条件を満たしていると判断し、選定委員会にて承認を得たため。

5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会を候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会の指定管理者として指定いたしました。